# これからの法曹に求められるもの――現場からの報告

# 講演記録

--現場からの報告 ---

神奈川大学法科大学院では、講演会の開催や、授業の中でゲストをお招きするなどの形で、さまざまな分野で活躍しておられる方々のお話を聞く機会を設けています。その一端をこのロージャーナルで紹介していきます。

今回は、2006年から2008年にかけておこなった法曹倫理の授業のゲスト講演から3件をご紹介します。なお、実際の講演を大幅に要約したものになっています。



## 講演記録――現場からの報告 その1

## これからの弁護士と弁護士会

武井 共夫 (弁護士,横浜弁護士会会長)

司会 それでは、横浜弁護士会の会長をお招きしての公開講演会をはじめます。武井先生、お願いします。

武井 皆さんこんにちは。横浜弁護士会の会長をしております武井と申します。今日は大勢の方にお集まりいただきましてありがとうございます。

#### 略歴

私は1981年に弁護士になり、この4月から 横浜弁護士会の会長になりました。神奈川県内 に法律事務所をもつすべての弁護士が加入して いるのが横浜弁護士会で、今年の9月に会員数 990人、12月には1000人を超えると思います。 また、本会は、神奈川県内のロースクール4校 に教授や講師を派遣して地域の法科大学院教育 に協力しています。私自身も横浜国立大学で去 年まで教えていました。

弁護士になった時に、私は横浜法律事務所という事務所に入りました。この事務所は、坂本 堤弁護士という、オウム真理教に殺された弁護 士が所属していた事務所で、彼は私の6年後輩 になります。弁護士になった時はちょうど川崎 の公害問題が非常にひどかった頃で、今日司会 をされている森田教授と一緒に、川崎の公害裁 判を十何年かやりました。それから、労働事件 などもやっていました。今は消費者問題とかイ ンターネットの問題とか、比較的新しい分野の 問題を手がけています。弁護士会の消費者委員 会などもやっていて、消費者問題の著書も何冊 か出しています。

今日のテーマは、弁護士の活動はどんなものかということですね。そこで、他の人があまり経験してない話をしたい、それがオウム真理教の話です。それから、自分で切り開くということで、消費者問題についてお話しして、最後にこれから法律家をめざす人にどういうことを考えてもらいたいか、お話させていただきます。

## 坂本弁護士事件――最悪の弁護士業務妨害事件

坂本事件が起きたのが1989年ですから、その頃からみるともう20年近く経ちました。ただ私自身は、もう20年近く前の話であっても、昨日の事のように思い出されます。

1989年10月31日に、事務所にオウム真理 教の早川という人と上祐という人と青山という 弁護士がやってきました。当時オウム真理教は 麻原彰晃の血を飲む、血のイニシエーションと いう儀式を、お布施をとってやっていたんです ね。ところがいろいろ調べた結果インチキだと いう証拠を坂本弁護士がつかんで、10月31日 にオウムの連中を追及した。結局話は決裂して 彼らは帰っていったんですが、私も当時の彼ら の姿をよく覚えています。白いサマナ服という 服を着て彼らはやってきたんです。その3日後 の深夜、事件が起きたわけです。連休明けに坂 本弁護士が事務所に来ないので、これはおかし いなと、7日に洋光台のアパートに行きました。 そうしたら、ちょうど晩ごはんを食べ終わって まだ片付けが終らない、ごはんも保温器の中に

入ったままで、一家がいないのです。これはおかしいと警察に届けて、捜査が始まったわけですね。翌朝には、オウム真理教のプルシャというバッジが見つかった。

## オウム真理教に対する調査・弁護団活動

後から警察の実況見分調書を見て、血痕がいるいろなところで発見されて相当な事件があったんだなと分かったのですが、当時はそこまでは分かりませんでした。我々は当初からやっぱりオウム真理教が怪しいと考え、捜査を求めたんですけれど、なかなか証拠もないということで、結果的に1995年の9月に三人の遺体が発見されるまで、捜査が進まない。それで私達の方でも警察に任せるだけじゃなくて、オウム真理教の信者さんから話を聞いたり、いろいろ調査に出かけたり、オウム真理教の違法・犯罪行為の告訴・告発などもしていたんですね。

結局、その間にオウム真理教が起こした拉致・誘拐事件などの事件を追及していくことによって、オウム真理教の実体がだんだんわかってきた。ちょうど 1994 年の後半くらいから、かなりオウム真理教のボロが出てきて、年末から年始にかけてサリンの痕跡がオウム真理教の周辺で見つかったというようなことから、95年の1月には松本サリン事件はオウムの仕業じゃないかと言われ始めた。3月にいよいよ捜索という直前に地下鉄サリン事件が起きたでしょ。やっと3月の20何日だったかな、捜査が始まって一挙に全貌が明らかになってきたわけですね。

私達は非常に危険な思いをしまして、滝本太郎という仲間の弁護士がいるのですが、彼は4回もサリンを撒かれています。ほかにもいろいろなことをされているんですね。実はオウムは、ポアリストというリストを作っていたらしいのですが、弁護士も何人かそれに載っていて、私は二番目だったらしいんです。ところが一番目の滝本さんは4回失敗したもんだから、私のところまで回ってこなかったんですね。それが分

かって、1995年の3月から9月まで私の自宅の前に警察の車がずっと停まって自宅警備をしていました。私も県警の刑事部長に呼ばれて、「ご自宅とご家族はお守りしますから、ご自分は自分で何とかして下さい」と言われました。当時、うちの子はたぶんまだ小学校に入らないくらいだったと思うんですけど、近くの公園にも遊びに行くこともなかなかできない状態でね、苦労させたと思いますが、そういう思いをしながら頑張ってきた。

私達は仕事上、嫌がらせを受けることがあります。嫌がらせといっても頼んでないピザが大量に届くとか、あるいは消防車がやってくるとか、寿司がやってくるとか、そういうことが多いんですけど、時には脅迫もある。場合によっては暴力を受けることもある。ただおそらく一家三人殺されたというのは他にないと思いますね。それは極端な例だと思いますけれども、私達弁護士は、やっぱり弁護士の使命もあると思いますから、基本的人権の擁護と社会正義の実現、それを貫こうとした場合、必ずあつれきはある。

例えばサラ金問題があります。今は貸金業法がかなり強くなって貸金業者相手に闘うのは全然どうってことない,簡単にできますけど,昔はそういう貸金業法すらなかった。テレビなんかで,貸金業者が借りている人を脅かして取り立てたり,強制的に働かせたりというのがありますね。昔はそれが当たり前だったんです。私も事務所で貸金業者に突き飛ばされたというか、突き飛ばされそうになったことがあります。だから弁護士が,自分の信じた道を貫く,あるいは正義を貫くというのは,それだけ大変なことでもあるということを理解していただければと思います。

オウム問題の話に戻りますが、私達もテレビ 等でオウム真理教の実態を訴え、警察に徹底捜 査をさせるように働きかけました。それから、 オウムを破産させたり、あるいは裁判を起こし たりして、地下鉄サリン事件・リンチ殺人事件 等の被害者の救済・救援にあたったんですね。 ただなかなかオウム真理教自体は、賠償能力が ないので苦労しました。最終的には、「オウム 真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の 支給に関する法律」が成立しました。私達弁護 士としては、まず被害者を励まして被害者に団 結してもらって一緒に救済を求めるということ、 その相手はまずはオウム真理教であり、それか ら国や地方公共団体にも協力してもらう、更に は最終的には国の立法にも関わっていきました。

弁護士は当然司法の一翼を担っているわけで すから裁判所というイメージがどうしても強い かもしれないけど、最近は日弁連でも立法に力 を入れている。つまりなかなか司法だけでは解 決できない問題を, 今度は立法で解決する, あ るいは行政に働きかけることに力を入れていま す。例えば、任期付公務員という制度もできて いて、弁護士のままで任期を限って公務員にな るという制度もあります。それから、最近の話 では、消費者庁を作るという閣議決定が6月 27日にされて、その法案準備のために弁護士 が欲しいということで、その募集が弁護士会に きた。弁護士として司法の場で活躍するのはも ちろん当然ですけど,同時に行政の場や,ある いは立法の場で活躍する人もいる。ちなみに、 弁護士で日弁連の消費者問題対策委員会の委員 などをやっていて, それがきっかけで金融庁に 公務員として入って, そこで貸金業法の改正に 力を入れて, 政治家に転身して今参議院議員に なっているという人もいますね。また専門家と の連携も必要です。例えば、カウンセリングの 専門家と協力してやっていく。 宗教の問題では, キリスト教の牧師さんや神父さんの協力を得る こともありました。

#### 被告人の立場をどう考えるべきか

それから、加害者弁護の問題があります。オウム真理教の場合は刑事事件でもありますね。 私自身、一回だけですけれども、オウムと縁を切りたいので、オウムに詳しい弁護士さんに頼 みたいと、信者さんがたまたまテレビで見た私 に依頼してきたことがあります。通常私達は被 害者側ですから, 加害者の弁護をするのはどう かと、若干悩みました。けれども、よく考えて みると、もともと私たちは親御さんに頼まれて 子供をオウムから救出するということをやって いたんです。ところが救出できなかった人たち, たまたま救出の対象にならなかった人が、麻原 の指示のもとで犯罪を犯す。そういう意味では, 彼ら自身も被害者の一人です。たまたま犯罪を 犯さなかった人と、お前やれと言われたからや った人と、その違いであって、そういう意味で はやっぱり弁護をしてもいいんじゃないか。た だ同時に、 やったことはきちんと理解すべきで す。彼らは当時、いわゆるマインドコントロー ルをされていたわけですが、マインドコントロ -ル下にあったとしても, 通常の規範意識が皆 無になっているわけではないし、真にマインド コントロールから脱却して社会復帰するために も、どうしても自分の責任と被害の重大性をき ちんと認識し、それを法的に償うことが不可欠 だと私は考えています。

#### 消費者問題への視点

現在の活動の中心は、消費者問題です。私は 当初公害事件などをやろうと思っていたので, まさか消費者問題を手がけるとは予想していま せんでした。ただ時代が求めたというか、ちょ うど当時インチキな事件が続いて, そういうこ とから消費者問題をやっています。 消費者問 題についてちょっとお話すると、例えば公害と いうのは自分に何の責任もない場合が多いです ね。しかし消費者問題というのは、要するに自 分が儲けたいと思ってお金を騙し取られちゃう ということが多い。うまい話に乗ったほうも悪 いという方もおられる。私はそれを全面的に否 定するつもりはありません。ただ、人間の心の 弱さは誰でも持っています。それに付け込んで 持ちかけたり、騙したりということがおきてい ます。ですから、いまは「不招請勧誘の禁止」、

そもそも自分から望まない人に対して商売に乗りませんかという話をしてはいけないことになってきています。

消費者問題にはいろいろな問題があります。 中には被害者が何百人,あるいは何千人という ケースもあります。そういう事件が起きた時に は,かなり集中的にやらなきゃいけない。もち ろん,一人じゃなくてだいたい神奈川では十数 人から数十人の弁護団を組みます。

## 弁護士としてのよろこび

消費者事件をやってどれくらいの収入を得られるかということも少しお話します。正直に言って、消費者事件というのは中には得られる収入が少ないものもあります。もちろん大きな事件が解決すればそれなりの収入が得られると思いますが。

ただ, 弁護士としての責任を果たして, 例え ば私の場合でしたら消費者問題を通じて、依頼 者から信頼を受けることは、弁護士としての大 きなやりがいです。これは消費者問題に限らず どんな問題でもそうですが、どうしても頑張っ たけど力及ばず裁判に負けてしまった時によく やってくれましたと言われれば、残念だけど、 依頼者が理解してくれるのはうれしいことです。 依頼者から干し芋を送ってもらったりもします。 手彫りの仏像をもらったこともあります。気持 ちがうれしいですね。お礼だと言って魚とか野 菜とかを持ってくる依頼者も結構いるみたいで すね。それは消費者問題に限らずどんな問題で も, 苦労が被害救済に結びつき, 被害者に感謝 されたときの喜びは、何ものにも代え難いもの があると思います。

### さまざまな工夫を

今,過払金の返還請求が盛んですね。これも 元々は大変な苦労をして,私も含めて先人が大 変な苦労をして切り開いてきたものです。

消費者問題なんかをやっていると, 非常にいるんな問題が出てきます。例えば金融商品,

IT の訴訟問題もある。インターネットや携帯 電話を通じていろんな問題が起きている。そう いう新たな問題があります。新しい問題に取り 組むためのマニュアルがあれば、それは楽なん ですけど,マニュアルなんかない。だから自分 たちで考えながらやっていかなきゃいけない。 そこで一番重要なのは、仲間同士のネットワー クです。弁護団を結成して共同で受任し、知恵 と力を出し合って、調査研究を深めながら事件 を担当する場合も多いし, 全国的に情報交換を するネットワークづくりも不可欠です。業界の 実情や, 法令や, 業界の自主規制を調査するた めにヒアリングをしたり、文献を収集したりす るために、日本だけではなくて、私もロンドン とかルクセンブルクとかベルギーとかいろいろ な所へ行きました。

個人的な勉強も欠かすことはできません。専門家にいろいろ話を聞いたり、図書館に行ったりもします。医学部にもお世話になります。医療過誤なんかやるとね、特定の科の問題に関して最先端のことを勉強して、例えば法廷でお医者さんとやり合うわけですね。

消費者問題に戻りますけれども、私はファイナンシャルプランナーや宅建の資格も取りましたね。人によってはマンション管理士をとったりする人もいるようです。資格を取るような勉強をすることによって、その分野の基礎的な知識を学ぶことができます。学者と連携をもつことも大切です。やっぱりなかなか今までの判例や理論では解決できない事件はいくらでもあるんですね。ですから、いろんな大学の先生に対えを乞う。教えを乞うだけじゃなくて一緒に考える。学者の先生はいろんなところに論文を出していますので、その論文を裁判に出すなど、学者との連携は非常に必要だと思います。

消費者問題は我々が切り開いてきたから、全く前人未到の分野じゃないんです。ただ、さらに実効性ある消費者保護を進めていくためには、 省庁の中に弁護士が入っていくことも必要ですし、外からも弁護士がバックアップすることが 必要です。ぜひ消費者法にも興味を持って勉強 していただくと、これはプラスになることはあ ってもマイナスになることはないとお約束しま す。これからロースクールを出られた若い法律 家の皆さんが消費者問題に興味を持っていただ くことを期待したいと思います。同時に、やっ ぱり自分で切り開いていくということが非常に 重要だろうと思います。

## これからの弁護士に求められるもの

今,弁護士は過渡期です。これから法曹人口 がどんどん増えていくことは間違いありません。 横浜弁護士会の会員も, 私が弁護士になる直前 は300人台でしたが、もうすぐ千人を超えます。 それくらい増えています。なかなか就職がたい へんだということもあります。実をいうと、会 長として頭が痛い問題の一つが就職問題です。 昔ほど簡単に就職できる時代ではない。私達の 頃は, 自慢するわけじゃないけど, 私一人に対 して多分十を超える事務所からうちにきてくれ というオファーがあったと思うんですね。今は なかなかそういう時代ではない。実をいうとね、 弁護士には、昔は就職という概念はなかったん ですね。今は会社に就職するように当たり前の ような感じで、就職という言葉を使っています けど、昔はイソ弁と言っていました。イソ弁と は要するに居候弁護士ですね。居候弁護士だけ ど、給料も一応出る。ただそれは就職とは言わ ないですね。今は法律事務所に勤めて給料を貰 うのが当たり前という感じになっているところ がある。それはそれでいいんですけれども,本 当に事務所に勤めて給料を貰えさえすればいい のか、ぜひ皆さんにはそうじゃないと理解して いただきたいんですね。

まず、基本的人権の擁護と社会正義の実現、これを根本に考えてほしいのですが、例えば、生活保護を受けている人が生活保護を打切られて死んじゃうとか、格差社会が進行している中で新たな人権侵害が起っている。ネット社会の進展に伴って人権侵害も広がっていくという面

もあります。弁護士や弁護士会も新たな問題に どんどん対応していく必要がある。そのために 常に最新の状況,権利がどうなっているかとい う状況について気を配る,或いは法理論や弁護 士としての技量を高める。これが必要となりま す。ですからもちろん皆さんいま一生懸命勉強 しているでしょうが,それだけで満足しちゃい かん。弁護士をやっている以上は一生勉強だと, そう思っています。

同時に、個々の事件の救済、解決にとどまるのではなくて、弁護士も政策形成あるいは立法ということにも関与していく。たまたま私が関わってきたのは公害、環境とか消費者問題、犯罪被害者問題ですが、ほかにもたくさん問題があります。弁護士の関与といっても、いきなり立法とかいきなり行政というのではなくて、最初は相談を受けて、これ何とかならんかということで、訴訟とか紛争解決とか、そこから始まって行政・立法にもだんだんかかわる必要があると思います。

それから、弁護士はいま、非常に多様な分野 で、多様な形態で求められています。今までみ たいに単に依頼があって訴訟するというような, これは日本だけの伝統的な弁護士道だと思うん ですけど, それは変わってきています。 いろい ろな分野の可能性があります。例えば,企業内 弁護士,環境保護団体とか消費者団体,それか ら公益的事務所、弁護士過疎の地方でも公設事 務所などいろいろな可能性があります。ただい ろんな可能性があるというのは、逆にいうと努 力しないと, 弁護士になってもなかなか成功し ないということもありえる。弁護士の中には, 弁護士になったのに食えない、という人もかな りいるんですけどね。それは本末転倒で、やっ ぱりなった以上は、努力して切り開いていかな いと。それから、弁護士会としては、そういう 弁護士も含めてバックアップしていくというこ とが、今の大きな課題です。

### 質疑応答

学生 オウム真理教に対する弁護活動の中で、テレビなどでたくさん出られたということでしたが、マスコミとの関係で自分たちが意図する方向とは違う報道をされたなどの体験があれば教えていただけないでしょうか。

武井 坂本弁護士事件の真相究明なり解決は、 なかなか思った通りにいかないということがあ りましたね。オウムの時は圧倒的に、オウム真 理教があまりにひどすぎたから、報道してもら えないということはなかった。ただ、テレビは どうしても視聴率をとりたいから、結構難しい 問題なんですね。例えば私はテレビに一番多い 時で週に十何回も出ていましたけど, そのころ 一番困ったのは、テレビ局の人っていうのはど うしても視聴率をとりたいから、それを期待さ れるんですね。見ているとわかるんですよ。朝 行くと垂れ幕みたいなのがあって、それに何と かという番組は今日は視聴率何パーセントとか, 全部出ているわけですよ。そうすると、どうし てもそれに少し応えないと悪いかなという気に なってくるんですね。逆に言うと、どうしても 視聴率をとりたいテレビ局の意図に、わざとで はなくて自然に協力したくなっちゃう面がある んですね。ある時から私は基本的に出ないよう にしたんですけど。どんな報道でもそうですが、 自分自身を律しなきゃいけませんね。難しいで す、テレビとの付き合い方は。

学生 先生は、法曹人口の増加に伴い、これからの弁護士と弁護士会には多様な役割が求められるとおっしゃっていましたが、この問題はロースクールが始まる前からわかっていた問題だと思います。具体的に、弁護士会がどのようにバックアップしていくのか、ぜひお聞かせいただきたい。

武井 これが一番の難問です。正直に言って、 実際に企業からどれくらい求人があるかという と、少なくともそんなに目立つほどじゃない。 東京の弁護士会がやっている求人の説明会に 20いくつとか30いくつとかそれくらいの会社から応募があるくらいですね。なかなかまだ社会が追いついてないというか、あるいは弁護士会が追いついてないというか、やっぱりかなり社会の構造が変わっていかないと、消費者団体とかそういうところも含めて弁護士が入っていくというふうにはならないんだろうなと思います。就職については横浜弁護士会では、会長直轄のプロジェクトチームを作って、そこで議論しています。

それからさきほど、どこかに就職してそこに 動めてそれでいいやという姿勢じゃなくて、自 分で切り開いていくという姿勢を持って欲しい という話をしました。そういう姿勢があれば、 弁護士会はバックアップできると思うんですね。 新しいことをはじめるとき、例えば公設事務所 を作るためには人がいるわけです。あるいはロースクールも、神奈川大学に教授として弁護士 が行く、行くのは一人だけど、その背後には弁 護士会のバックアップチームがあります。ロー スクールだけじゃなくて、新しいところに人が 要る時にはバックアップチームは作れると思う んですね。むしろむしろそういう方がいいんじ ゃないかという気がしているんですけどね

司会 自治体との接触もいろいろとしていますよね。

武井 実を言うと、私も中田横浜市長と会ったり、県知事とも話をしたりしています。来週も県知事と会う約束をしていまして、県の消費者行政に弁護士会も協力するからやろうじゃないかという話をする予定です。今、過渡期というか、これからでしょうね。

司会 よろしいでしょうか。それでは時間がまいりましたので、本日の講演会は終了したいと思います。武井先生、ありがとうございました。

(2008年7月5日)